

建災防神奈川支部ニュース

No.546 令和3年6月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話201-8456 FAX201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

令和3年度「全国安全週間」を迎えるに当たって



黒田 憲一

建設業労働災害防止協会
神奈川支部 支部長

昨年の建設業における県内の労働災害による死亡者数は14人と前年より4人増加し、死傷者数は824人と、前年より16人増加となりました。

また、死亡者の7名は墜落・転落によるもので前年より1人増加しており、今後も引き続き「**墜落・転落**」災害防止の取組強化を図る必要があります。

フルハーネス型安全帯への移行の猶予期間も残り1年ということで、規格品への買い換え、適正な着用・使用など計画的に進めていかなければなりません。

さらに、猛暑により増加傾向にある**熱中症への対策**は、早目に必要な用品や作業員への教育などの準備を済ませておく必要があります。

特に今年は注意が必要なのは、新型コロナと症状が似通っていることから、救急対応において処置が手遅れになってしまうリスクが高く、コロナ渦の中ではより一層の配慮が求められます。

新型コロナウイルスについてもまだまだ余談を許せる状況にはなく、今後も「3つの密」を避けるなどの感染防止対策の徹底が求められており、経済環境は厳しい状況が続くと思われませんが、いかなる時代にあっても人命尊重の基本

理念は変わるものではありません。

大勢が集まったの総決起大会などの開催は困難な情勢ですが、昨年支部大会において提唱した「**セーフティリボン運動**」をさらに広く展開するとともに、本年の代議員会において、あらたな支部独自の取り組みとして提案させていただいた「**3分KY運動**」を各現場で充実させ、一人一人の意識の向上を図ってまいりたいと思っております。

今年の安全週間スローガンの「**持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場**」にも言われていますが、二つの運動を車の両輪のようにして、関係者が一丸となって現場での自主的な安全衛生管理をより一層推進し、人がほこりをもって働ける安全で安心な職場環境を形成する機会とされるようお願いいたします。

第5号議案 令和3年5月27日

代議員会における災害撲滅の決議文(案)

私たち神奈川県内の建設業では、人命尊重の基本理念のもと、作業員一人一人の安全確保を第一に不断の努力を続けて参りました。
しかしながら、神奈川県内における建設業の労働災害は、長期的には着実に減少してはいるものの、死亡災害については、昨年14名、本年についても既に4名が亡くなっており、全産業に占める割合は依然として高く、特に、墜落・転落による死亡災害は全体の5割を占めていることを重く受け止める必要があります。
これを踏まえ、私たちは、特に重篤な結果につながりやすい墜落・転落災害の撲滅を目指し、安全は全てに優先するという基本理念のもと、経営トップの明確な安全衛生方針により、それを実践する者が一丸となって継続的に労働災害防止活動に取り組み、現場で働く一人一人が共有できる「安全文化」を定着させていくことが重要で

私たちは、本日の代議員会を契機として、安全意識の向上と建設業に従事する者が労働災害に遭うことがないように

- 一 フルハーネス型安全帯の適切な使用を始め、安全衛生規則及び国の通告の趣旨を踏まえ、墜落・転落災害防止措置の周知・徹底を図ります。
- 一 安全パトロールの充実及び各現場における足場・作業床の点検を徹底します。
- 一 職長・安全衛生責任者能力向上教育を始め、現場従事者に対する必要な安全衛生教育を行います。
- 一 「セーフティリボン運動」を広め、作業員一人一人による危険の見え方の活動を展開し、さらに「3分KY運動」の展開により、繰り返し災害を撲滅し、作業員一人一人の安全意識の向上を図ります。

を重点とし、安全衛生活動に取り組み、建設業に従事している方やこれから担う世代が、希望をもって働ける魅力ある職場環境を実現することを誓います。

代議員会における災害撲滅の決議文

雇用管理研修のお知らせ

建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づいて、国において労働者の募集、雇入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得及び向上を目的とした雇用管理研修を毎年開催しており、今年度も同研修の日程が決定いたしました。日程等は雇用管理研修で検索(当支部のホームページにも掲載)お問い合わせは下記の団体のまで

(株)労働調査会雇用管理研修事業部
03-3915-7221

安全帯の猶予は年内

今年度もフルハーネス等の買い換えの助成金事業を建災防本部で受託して行っています。旧型を使用できるのは来年1月1日までですので、このラストチャンスを利用して、対応されることをお勧めします。

詳細は本部のホームページをご参照下さい。
締め切りは7月15日ですが、昨年までの状況を見て、それ以前に規定数を上回ることで、このラストチャンスを利用して、対応されることをお勧めします。
※今年の助成額は**上限1万円**です、他に積載型トラッククレーンの過負荷防止装置の改修・買換も募集しており、こちらは1機当たり上限は50万円となりました。



建設工事関係連絡会議の意見募集

例年実施されている標記会議ですが、本年も6月29日に神奈川県労働局主催で県内の主だった公共工事発注機関(国、県、東日本高速道路等の特殊法人)が参集して開催されます。

同会議においては、例年建災防から「**自主的労働災害防止活動の実施状況と課題について**」と題して発言を求められますが、その内容については公共工事の発注機関に対して、日頃から感じている会員のご意見を反映させた意見・要望事項として述べています。

昨年の会議の内容に関しては、昨年の支部ニュース9月号に掲載しておりますが、労働災害防止の観点でのご意見がございましたら事務局までご提案いただければと存じます。

今年の労働災害の現状

例年発行されている前年の神奈川県下の建設業労働災害の発生状況をまとめた「神奈川県下における建設業の労働災害の現状と対策」の小冊子を本年も発刊しました。

災害のデータは神奈川県労働局発行の同書と同じものですが、建災防版は掲載内容を大幅に変え、神奈川支部独自の運動としての「セーフティリボン運動」「3分KY運動」の特集と、参考資料として、「フルハーネス等の助成金」「雇用管理研修」「全国建設業労働互助会」「横浜市建設業活性化対策助成金」「熱中症無料出張講座」などを掲載しています。

支部行事予定

計画作成参画者研修

時：6月7日～8日
所：講堂

本部理事会、総代会(予定)

時：6月9日 14:05
所：東京プリンスホテル

運営委員会

時：6月10日 15:00
所：講堂

木建協正副会長会議

時：6月17日 15:00
所：311会議室

木建協総会

時：6月24日 15:00
所：講堂

正副運営委員長・部会長会議

時：7月8日 15:00
所：311会議室

正副支部長・分会長会議

時：7月15日 15:20
所：ロイヤルホールヨコハマ

神奈川労働局との情報交換会

時：7月15日 16:00
所：ロイヤルホールヨコハマ

令和3年度（第94回）全国安全週間に当たって



川口 達三
 神奈川県労働局
 局長

建設業労働災害防止協会神奈川支部はじめ会員事業場の皆様には、平素から労働安全衛生行政の運営に多大なる御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「全国安全週間」は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎えます。

この間、労使が協調して労働災害防止対策を展開し、その努力により全国的には労働災害は減少しております。

しかしながら、昨年における神奈川県内の建設業の労働災害については、休業4日以上死傷者数824人、死亡者数14人となり、いずれも増加しており、本年令和3年4月現在においても、すでに死亡者数は4名となっていることから、労働災害発生防止対策を強力に推進する必要があります。

このような状況を踏まえて、労働災害の一層の減少を図るために、働く高齢者の増加などの就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化などに対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続していく必要があります。すべての働くものが安心して安全に働くことができる職場の実現を目指すこと決意して、本年度の全国安全週間は、

「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」をスローガンに、6月を準備期間、7月1日から

- 7月7日までを本週間として実施されます。
- 本年度の全国安全週間実施要綱では、建設業における労働災害防止対策として
- ① 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法等の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）の導入と適切な使用
 - ② 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - ③ 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
 - ④ 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - ⑤ 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策において、特に輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及び安全な工事の実施、並びに工事エリア内で複数の工事が実施される場合における発注者及び元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - ⑥ 熱中症予防対策『STOP！熱中症クールワークキャンペーン』の徹底
 - ⑦ 現場の転倒防止対策としての『STOP！転倒災害プロジェクト』遵守
- 等が実施事項として挙げられています。
- 貴事業場におかれましては、本年度の全国安全週間及び準備期間において、上記実施事項の積極的な取組を推進していただきますようよろしくお願い申し上げます。

労働保険のお知らせ

令和3年度・労働保険（労災保険・雇用保険）の
 年度更新期間は
6月1日（火）～7月12日（月）です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。・・・早目にご準備を。

労働保険の申請は便利な電子申請で！

お問い合わせは、神奈川県労働局総務部労働保険徴収課
 適用第1係、第2係、第3係 電話045-650-2803

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川県労働局 令和3年4月末現在

署種	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
3年	12	8	8	19	9	17	18	18	14	10	13	10	156
	(1)								(3)				4
前年	14	6	12	20	12	23	12	14	12	13	13	16	167
	(1)								(1)				2

(注) 労働者死傷病報告による、()内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆

令和3年5月22日現在

	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (令和3年)	前年同期 (令和2年)	前々年同期 (令和元年)	令和2年	令和元年	平成30年
製造業	2	1	1	5 (1)	2	6
建設業	4 (1)	3 (1)	4 (1)	14 (1)	10 (1)	10 (1)
交通運輸業					1	1
陸上貨物運送事業		1	2 (1)	5 (2)	2 (1)	2
港湾荷役業					1 (1)	1
商業	1 (1)		1 (1)	1 (1)	1 (1)	4 (2)
清掃・と畜業		1		6 (2)	3 (1)	5 (1)
その他	1	2	1	6 (1)	4 (1)	5 (1)
合計	8 (2)	8 (1)	9 (3)	37 (8)	24 (6)	34 (5)

(注) 死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、()は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。令和元年は平成31年も含みます。

☆死亡災害の概要☆

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 14時頃	建築工事業 10人～29人	建築物、構築物 崩壊、倒壊	家屋解体工事において、敷地境界線沿いのコンクリートブロック塀を敷地内に倒すため、研りハンマー（ガスリンエンジン式）で塀の土台との境を横に研る作業を行い、ほぼ終了ところで塀（長さ約15m、重量約1.8トン）が敷地内に倒れ下敷きになった。
2	2月 15時頃	土木工事業 100人～299人	石、砂、砂利 崩壊、倒壊	トンネル工事において、掘削土砂の処理プラントのホッパーが詰まったため、ホッパー下端の土砂排出口と排出コンベヤーの間からホッパー内に入り、スコップ等で詰まりをかきだしていたところ、詰まりが取れて崩れ落ちてきた土砂の下敷きになった。
3	3月 10時頃	土木工事業 30人～49人	その他の乗物 交通事故（その他）	作業船（総トン数5トン未満）に測量士を乗せ海底を測量中、船底が消波ブロックにぶつかり傾いたので最寄りの漁港に避難した。棧橋に係留後、船長（船員に該当しない労働者）が船上で破損状況を確認中、急速に沈み始め、約10秒で沈没した際に、海中に吸い込まれた。
4	4月 不詳	その他の建設工事業 民間 ～9人	金属加工用機械 切れ、こすれ	<p>(発生状況) 被災者は手持ち式丸のこ機械（手持ち式ディスクグラインダのアタッチメントを外径125ミリメートルの石こうボード用丸のこに交換したもの）を持って木造建築物の内壁を切除中、当該丸のこ機械を落とした際に自身の太ももに切創を負い、出血多量となった。 ※カバーなし。75～79歳</p> <p>(災害防止のポイント) 1 木材を切断する時は作業の状況、環境に適合した用具を選定して行うこと。 2 木材加工用の丸のこ盤には歯の接触予防装置が設けられているものを使用すること。</p>

3分KY運動実施要項



代議員会で承認された3分KY運動の実施要項（抜粋）を紹介いたします。

1 趣旨 （前略）

建設業における労働災害の課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たって、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、作業員一人一人の安全意識の高揚を図る必要があります。

こうした認識の下、昨年11月5日の神奈川県建設業労働災害防止大会を契機として、展開している「セーフティリボン運動」に加え、令和5年3月31日までの約2年5か月間で、以下の運動に取り組むこととします。

2 期間

令和3年5月27日～令和5年3月31日
（第13次労働災害防止推進計画の期間）

3 運動の名称

「3分KY運動」

4 主唱者

建設業労働災害防止協会神奈川支部

5 後援

神奈川労働局及び管内各労働基準監督署

6 実施者

会員事業場の各作業員・現場管理者、会員事業場及び建設業労働災害防止協会神奈川支部

7 会員事業場の作業員・現場管理者の実施事項

3分KY運動とは、通常現場で行われているKYに加え、過去の災害事例によるイラスト等を参照し、作業員一人一人が参加して災害の原因、その対策について考察することによって同種の災害の発生を抑制するとともに、KY活動の活性化を促し、個々の安全意識の高揚をはかることによって不安全行動を防止するものである。

現場におけるKYの前後において、災害事例による3分KYシートを参照し、どのようなことが起

こったのか（危険の予測）、なにが原因だったのかを話合う。（1分）

当該災害について、その対策を話し合い、自らの行動についての意思確認を行う。（1分）

現場管理者、職長によって、実際の災害原因と、対策のポイントの説明する。（1分）

8 主唱者（建設業労働災害防止協会神奈川支部）の実施事項

運動を周知するため、ポスター、リーフレット等を作成し、会員事業場に配布する。

災害情報等により3分KYのためのイラスト入りのシート等を作成し、労働災害の現状、支部ニュース、ホームページ等に掲載する。

9 会員事業場の実施事項

作業場、工事現場等にポスターを掲示するとともに作業員にリーフレットを配布し、運動の内容を周知・徹底する。

運動の内容に基づき、現場において3分KYの実施の勧奨を行う。

事業場内で発生した災害情報を元に3分KYシートを作成し、災害情報を全現場等で共有するとともに、同種の災害発生防止に努める。

特徴的な災害情報について、支部と情報交換を行い、新たな3分KYシートの作成に繋げる。

※運動の実施要領の全文及びKYシート見本等は

「令和3年版 神奈川県下における建設業労働災害の現状と対策」建災防神奈川支部版に掲載されています。



令和3年度第1回理事会、代議員会を開催



5月20日午後3時から建設会館講堂において第1回理事会が、5月27日午後3時から関内ホールの小ホールにおいて代議員会が開催されました。

審議されたのは①令和2年度の事業報告承認に関する件、②令和2年度決算報告承認に関する件、③令和3年度の事業計画（案）承認に関する件、④令和3年度収支予算（案）承認に関する件で、提案された原案どおり承認されました。



理事会においては、来賓に神奈川労働局から新たに着任した佐藤明士監督課長様、千葉幸則安全課長様、永吉地方産業安全専門官様が列席し、今年度の行政運営における重点事項のご説明をいただきました。

黒田支部長から冒頭の挨拶で「昨年の県内の建設業における死亡災害が14名に達し、支部の目標であった5名を遙かに超え、東京に次いで全国ワースト2になってしまった、さらに今年度の死亡災害は4月末時点で既に4名を数え、新型コロナウイルス感染症対策のため活動が低調になり、大変ゆゆしき事態になっている。どのような時代にあっても人命尊重の原則を曲げるわけにはいかない。大勢が集まった総決起大会などの開催は困難な情勢なので、昨年支部大会において提唱した「セーフティリボン運動」をさらに広く展開するとともに、代議員会において、あらたに支部独自の取り組みとして、「3分KY運動」の展開と、さらにそれを盛り込んだ「決議書」をするので併せてご審議いただきたい。」と呼びかけまし

た。

令和2年度の事業報告で大きな特徴は、昨年度は年度初めから新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言の発令等、各種の活動が制限されたことです。

そのため、教育事業、労働災害防止対策事業、諸会議等とも前々年を大きく下回り、決算報告においても収支がかなり厳しい状況であったことが報告されました。



代議員会においては、来賓として神奈川労働局労働基準部長の井上健様、神奈川県産業労働局労働部雇用労政課長の岡田久様、(一社)全国建設業労災互助

会専務理事の山口晃様にご臨席いただき、ご挨拶を賜りました。

井上労働基準部長様からは神奈川労働局管内における建設業の死亡災害等が深刻な状況であり、な



おかつ、災害の内容についても世間の注目を集める重大な要素があるとの説明があり、低調になっている活動に創意工夫をこらして新型コロナウイルス感染防止対策をしっかりと講じた上での活動が求められたました。

こういった状況を鑑み、昨年度神奈川県建設業労働災害防止大会で提唱した「セーフティリボン運動」をさらに今年度も広く展開することに加え、昨年の労働災害の教訓を踏まえて新たに「3分KY運動」を展開すること、その内容を踏まえた災害撲滅の決議文（1面に掲載）が代議員会で承認されました。

【写真説明】
左上 理事会風景
中段上 佐藤監督課長様
中段下 千葉安全課長様

右上段 黒田支部長
2段目 井上労働基準部長様
3段目 岡田労政課長様
下段 山口専務理事様



令和3年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)



以下は令和3年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)の抜粋です。全文は本部、神奈川支部のホームページに掲載しています。それぞれの対策の詳細については直接神奈川労働局労働基準部安全課か県内労働基準監督署安全担当部署にご照会下さい。

建設業の安全衛生対策の推進について

神奈川県内の死亡労働災害発生状況は、令和2年の全産業死亡者数が平成31年・令和元年より13人も大幅な増加により37人となりました。そのうち建設業における死亡者数は14人で、全産業における割合で38%と、建設業の占める割合が依然として極めて高い水準にあります。また死傷労働災害発生状況は、令和2年の建設業における被災者数が平成31年・令和元年より16人の増加により824人となったことから、建設業について、なお一層の労働災害防止対策を推進することが求められています。

厚生労働省と神奈川労働局では、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(建設職人基本法)に基づく措置の確実な実施、自主的な安全衛生活動の促進等を図ることにより、建設業における安全衛生対策を推進してきたところです。

つきましては建設工事に従事する事業者等の建設工事関係者による労働安全衛生法令遵守の徹底及び事業者等の自主的な安全衛生管理活動の促進について、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分に御配慮された上で、別添の留意事項を貴協会員事業者へ周知いただく等、今年度における建設業労働災害防止対策の推進に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

I 労働者の安全確保のための対策

(1) 足場等からの墜落・転落防止対策

建設業における死亡災害のうち、墜落・転落災害が4割以上を占めていることから、事業者は、引き続き、墜落・転落災害防止に係る労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害を防止するために「足場からの墜落・

転落災害防止総合対策推進要綱」(平成24年2月9日付け基安発0209第2号、平成27年5月20日一部改正)に基づく「より安全な措置」等の措置を適切に講じること。

「転落災害防止総合対策推進要綱」(平成24年2月9日付け基安発0209第2号、平成27年5月20日一部改正)に基づく「より安全な措置」等の措置を適切に講じること。

(2) はしご等からの墜落・転落防止対策

建設業における墜落・転落災害による死傷者数のうち、はしご等からの墜落・転落が約3割と最も多くなっている。

事業者は、「リーフレット「はしごを使う前に/脚立を使う前に」」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」(令和3年3月17日付け基安発0317第2号)に基づく措置を適切に講じること。

(3) 墜落制止用器具の適切な使用

厚生労働省は、事業者に対して、平成31年2月1日に施行された墜落制止用器具に係る改正安衛則等について、リーフレット等を活用して改正内容の周知を図るとともに、「既存不適合機械等更新支援補助金」を活用して、中小事業者等の早期の買い換えを積極的に勧奨する。



墜落制止用器具に係る安衛則の改正等により、旧規格の安全帯を使用できる期間が令和4年1月1日までとされていることから、事業者は、フルハーネス型墜落制止用器具の使用について、改正安衛則を踏まえた「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(平成30年6月22日付け基発0622第2号)に基づく措置を適切に講じるとともに、「墜落制止用器具の規格」(平成31年厚生労働省告示第11号)に適合した墜落制止用器具の確保を図ること。なお、中小事業者等は、この場合に「既存不適合機械等更新支援補助金」を活用できるものであること。

(4) 建設工事の現場等における荷役災害防止対策

(5) 転倒災害の防止
転倒災害は業種問わず最も多い災害の型であるため、事業者は、「今後の転倒災害防止対策の推進について」(令和元年6月17日付け基安発0617第1号)

に基づき、「STOP!転倒災害プロジェクト」に定める措置を適切に講じること。

(6) 交通労働災害防止対策

(7) 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保

(8) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

(9) 高齢労働者等の労働災害の防止

事業者は、各事業場における高齢労働者の就業状況や業務の内容等の各事業場の実情に応じて、エイジフレンドリーガイドラインを参照し、厚生労働省、建災防等による支援も活用して、実施可能なものから積極的に高齢労働者の労働災害防止対策に取り組み、職場環境の改善を図ること。

(10) 外国人労働者に対する労働災害防止対策

厚生労働省は「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業者が適切に対処するための指針」(平成19年8月3日厚生労働省告示第276号)、「外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について」(平成31年3月28日付け基発0328第28号)、「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」(令和2年3月31日付け基発0330第43号)により、外国人労働者の労働災害防止のための安全衛生教育の実施方法等について示している。

事業者は、外国人労働者に対する安全衛生教育を行う場合には、これらの教材を活用しつつ、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法で実施すること。

(11) 一人親方等の安全衛生対策

(12) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設工事の安全衛生対策

(13) 自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策

(14) 伐木等作業の安全対策

(15) 建設工事関係者連絡会議の運営等

(16) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

厚生労働省は、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)に基づき、都道府県計画を策定する都道府県及び策定された計画に基づき実行する都道府県に対し、他の都道府県の好事例等を紹介するなど、取組を支援する。また、都道府県労働局から管内の労働災害発生状況の分析結果、実施する施策等に係る情報につ

いて積極的に提供するなど、都道府県との連携の強化を図る。

II 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

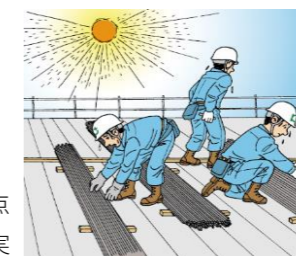
(1) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

元方事業者はじめ、施工に携わるそれぞれの事業者は、各関係団体において作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を実践する際に、厚生労働省において作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」(令和3年2月12日最終改正。以下「感染防止チェックリスト」という。)等を活用し、労使協力の下、職場の状況に応じた感染防止対策の徹底を図ること。

なお、感染防止対策の検討に際しては、国土交通省ホームページにおいて建設現場の「3つの密」回避等の取組事例及び新型コロナウイルス感染予防対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例等が公開されていることから、これらも参考にすること。

(2) 熱中症対策

厚生労働省は、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」(5月から9月まで、準備期間:4月、重点取組期間:7月)を実施する。また、場所を問わずアクセスして学べる職場における熱中症予防のためのオンライン教育ツールを拡充する。



事業者は、熱への順化や休憩時間の確保を考慮した作業計画の策定、WBGT値の把握及び低減対策、休憩場所の確保、定期的な水分・塩分の摂取徹底、健康診断結果を用いた就業上の措置、作業開始前の健康状態の確認、作業を管理する者や労働者に対する労働衛生教育、緊急時の早めの搬送等を実施すること。

(3) じん肺予防対策

(4) 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進

(5) 剥離剤による健康障害防止対策

(6) 化学物質による健康障害防止対策

ア 厚生労働省は、塗料等の掻き落とし作業について、鉛等有害物の有無等により工事に要する安全衛生経費・工期は大きく変わることから、発注者に対し、有害物の有無等に応じた必要な安全衛生経費の積算等、必要な対応を行うよう求める。

事業者は、鉛、六価クロム、PCB等の有害物は上塗りから下塗りまでの塗膜に含有しうることにも留意し、有害物の含有状況や作業内容に応じて適切にばく露防止対策を講じること。

ウ 金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームにばく露することによる神経障害等の健康障害防止対策について、厚生労働省は、特定化学物質障害予防規則を改正しており、原則、令和3年4月1日から施行されることから、その改正内容の周知・啓発を重点的に実施する。

(7) 石綿健康障害予防対策

ア、イ 略
ウ 事業者は、改正後の石綿障害予防規則に基づき、解体・改修工事前の石綿含有の有無の事前調査、写真等による作業の実施状況の記録の作成及び保存などの措置を徹底するとともに、令和5年10月1日から施行される建築物の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者講習の受講を計画的に行うこと。

3 その他の安全衛生に係る対策

(1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

同指針に準拠した建設業労働安全衛生マネジメントシステムを導入した企業の労働災害の減少率をみると、労働災害防止に効果があるとされていることから、事業者は、建設工事現場の実態を踏まえた建設業のための労働安全衛生マネジメントシステムであるニューコスモス、中小事業者向けのコンパクトコスモスの導入・活用に留意すること。

(2) 建設業における安全衛生教育の推進

(3) 各種ガイドライン等に基づく安全衛生対策の推進

